

善通寺市監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 3 月 3 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 安 井 一 博

令和元年度財政援助団体監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成 30 年度及び平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

- (1) 団体名 善通寺商工会議所
- (2) 所管課 商工観光課

第 1 監査の趣旨

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき、本市が、補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて、監査を実施するものである。

第 2 監査の方法

善通寺商工会議所への平成 30 年度及び平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について、関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。

第 3 監査の実施日

令和 2 年 2 月 7 日

第 4 監査対象団体への補助金の名称及び決算額並びに予算額概要

(1) 市補助金

監査対象団体への補助金の名称	平成 30 年度 決 算 額	令和元年度 予 算 額
善 通 寺 商 工 会 議 所 補 助 金	4,113,000 円	4,113,000 円

(2) 善通寺商工会議所決算概要(平成 30 年度)

収 入	78,358,567 円
支 出	78,358,567 円 (うち次年度繰越金 582,196 円)

第5 監査の結果

平成30年度事業報告書、収支決算書等、平成31年度事業計画、収支予算書等の証拠書類等を監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

個別指摘事項

(商工観光課)

収支決算報告書の支出の部について

平成30年度収支決算書及び平成31年度収支予算書の支出の部において、運営補助金額411万3,000円に係る新規就職者激励会・新人社員研修等の記載が見られないが、事業報告書には、記載が見受けられる。

今後、収支決算書及び収支予算書の支出の部において、運営補助金額に該当する事業名について、記載する等の指導をされたい。

(善通寺商工会議所)

収支決算報告書の支出の部について

平成30年度収支決算書及び平成31年度収支予算書の支出の部において、運営補助金額411万3,000円に係る新規就職者激励会・新人社員研修等の記載が見られないが、事業報告書には、記載が見受けられる。

今後、収支決算書及び収支予算書の支出の部において、運営補助金額に該当する事業名について、摘要欄へ記載する等の工夫を検討されたい。